リ　エネルギー消費効率

ヌ　燃料供給装置の形式

ル　変速機の形式及び変速段数

ヲ　変速機の各段ギア比（路線バス又は一般バスに係るものに限る。）

ワ　筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

２－２　遵守事項

⑴　２－１に規定する表示事項の表示は、その乗用自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、２－１リに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下１桁（ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下２桁）まで表示すること。

⑵　路線バス又は一般バスにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた空車時車両重量、乗車定員、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、２－１リに掲げる事項の注釈として、⑴のカタログに付記すること。

⑶　展示に供する乗用自動車には、２－１イ及びリに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、２－１リに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下１桁（ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下２桁）まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車にあっては、その旨を付記すること。

⑷　２－１リに掲げる事項は、気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨を付記すること。

⑸　⑴、⑶及び⑷において表示する２－１リに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類	燃費値
１　ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は小型バス	ＪＣ08モード燃費値（ただし、ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、10・15モード燃費値）
２　路線バス又は一般バス	重量車モード燃費値

別添１

１の１－１の⑴に定める換算式は以下のとおりとする。

$$Fe_{10\cdot15}=A\times(1+B\times\Delta IW/IW_0)^{-1}\times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10\cdot15}$　：換算後の10・15モード燃費値　km／l

Fe_{JC08}　：ＪＣ08モード燃費実測値　km／l

IW_0　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添42に規定するＪＣ08モード試験法における等価慣性重量　kg

ΔIW　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示1268号）による改定前の細目告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW_0を引いた値　kg

A及びB：以下の表に定める定数

自動車の種別		変速装置の方式	定数A	定数B
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）		手動式	1.078	0.241
		手動式以外のもの		0.352
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、軽自動車以外のもの	細目告示別添42に規定する電気式ハイブリッド自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）以外のもの	手動式	1.078	0.234
		手動式以外のもの		0.288
	電気式ハイブリッド自動車	手動式	1.149	0.234
		手動式以外のもの		0.288

別添２

１の１－２⑸に定める算定式は以下のとおりとする。

Fe_{EV}　＝9,140／EC

Fe_{PHEV}　＝１／（UF（R_{CD}）×（１／Fe_{CD}＋１／（9.14×R_{CD}／E_1））＋（１－UF（R_{CD}））／Fe_{CS}）

$UF(R_{CD})=1-\exp(29.1\times(R_{CD}/400)^6-98.9\times(R_{CD}/400)^5+134\times(R_{CD}/400)^4-89.5\times(R_{CD}/400)^3+32.5\times(R_{CD}/400)^2-11.8\times(R_{CD}/400))$

Fe_{EV}　：換算後の電気自動車のＪＣ08モード燃費値　km／l

EC　：細目告示別添42別紙６の別表に掲げるＪＣ08モードにより走行する際の交流電力量消費率であって、道路運送車両法第75条第１項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの　Wh／km

Fe_{PHEV}　：換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のＪＣ08モード燃費値　km／l

Fe_{CS}　：外部充電による電力を用いないで走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

Fe_{CD}　：外部充電による電力を用いて走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

R_{CD}　：外部充電による電力を用いて走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。）　km

E_1　：一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　kWh／回

$UF(R_{CD})$：プラグインレンジに応じて算出される係数

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の２の規定により行うべき表示事項等は、施行日以降に道路運送車両法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けたもの（同日前に指定の申請を行ったものを除く。）については指定の日から、その他については平成二十六年一月一日から、それぞれ適用する。

第明治三十二種郵便物認可
平成二十五年三月一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　〒一〇五－八四四一
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一部一三六円（本体一二六円）　本号一部一三六円（本体一二六円）　（配送料別）